

○和光市認可外保育施設指導監督等実施要綱

平成27年11月26日

告示第227号

改正 平成28年2月1日告示第19号

平成28年12月28日告示第252号

令和2年7月28日告示第207号

令和3年5月27日告示第152号

令和5年4月1日告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）の規定に基づき和光市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定による認可外保育施設に対する調査、指導及び命令（以下「指導監督」という。）、法第59条の2の規定による届出の受理並びに法第59条の2の5の規定による報告の徴収及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「認可外保育施設」とは、市内に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

(届出)

第3条 法第59条の2第1項の規定による届出は、和光市認可外保育施設設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出は、和光市認可外保育施設変更事項届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第59条の2第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、和光市認可外保育施設（廃止・休止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

（運営状況等の報告）

第4条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、和光市認可外保育施設運営状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

2 認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める様式により、直ちに市長に報告しなければならない。

（1） 認可外保育施設において、乳幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する乳児及び幼児をいう。以下同じ。）が死亡し、若しくは重傷を負い、又は食中毒等の重大な事故が生じた場合 事故等報告書（様式第5号）

（2） 1日24時間の利用がおおむね5日以上続いた乳幼児がいた場合 長期滞在児童報告書（様式第6号）

（立入調査）

第5条 市長は、認可外保育施設が別に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に適合しているかどうかを確認するため、認可外保育施設について、年1回以上、法第59条第1項の規定による調査（以下「立入調査」という。）を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、認可外保育施設が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認可外保育施設について、随時、立入調査を行うものとする。

（1） 前条第2項に規定する報告を受理したとき。

（2） 乳幼児の保護者からの苦情、相談又は通報等により指導監督基準を満たしていないことが疑われるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が立入調査を実施する必要があると認めるとき。

3 市長は、立入調査の実施日の1月前（前項の立入調査にあつては、前日）までに、立入調査の期日、担当職員の氏名その他必要な事項を設置者等に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（証明書の交付）

第6条 市長は、立入調査の結果、認可外保育施設が指導監督基準を満たしていると認められたときは、次の各号に掲げる認可外保育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる証明書を、設置者等に対し、交付するものとする。

(1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設 和光市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第7号)

(2) 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする認可外保育施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。) 和光市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第7号の2)

(3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設(複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。) 和光市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第7号の3)

(4) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする認可外保育施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。) 和光市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第7号の4)

2 市長は、前項の規定により証明書を交付したときは、その写しを埼玉県に送付するものとする。

(改善指導)

第7条 市長は、立入調査により改善を要する事項がある場合は、当該事項を改善指導通知書(様式第8号)により当該立入調査を受けた認可外保育施設の設置者等に通知するものとする。

2 設置者等は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に記載された事項を速やかに改善し、その結果を文書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該事項の改善に時間を要するときは、当該事項の改善に関する取組を定めた計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項前段の規定による報告に記載された改善の状況が不十分であると認めるとき、又は前項後段の計画書に記載された取組の進捗が不十分であると認めるときは、再度の指導その他必要な指導を行うものとする。

(改善勧告)

第8条 法第59条第3項の勧告は、改善勧告書(様式第9号)により行うものとする。

- 2 設置者等は、改善勧告書を受けたときは、当該改善勧告書に記載された事項を直ちに改善し、当該改善勧告書を受けた日から起算して1月以内にその結果を文書により市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告に記載された改善の状況等を確認するため必要があると認めるとき又は前項の規定による期限内に当該報告の提出がなかったときは、設置者等に対し出頭を求め、質問をし、又は立入調査を行うものとする。
- 4 市長は、法第59条第4項の規定による公表を行うときは、当該認可外保育施設の乳幼児の保護者にその内容を周知することができる。
- 5 市長は、第1項の勧告又は前項の公表を行ったときは、その旨を埼玉県に報告するものとする。

(命令及び公表)

第9条 法59条第5項の規定による命令は、事業停止・施設閉鎖命令書(様式第10号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の命令を行ったときは、その旨を公表することができる。
- 3 前条第5項の規定は、第1項の命令及び前項の規定による公表について準用する。

(関係行政機関との連携)

第10条 市長は、指導監督の実施に当たっては、関係行政機関との十分な連携の下に実施し、指導監督の結果及び改善状況について、関係行政機関に通知するものとする。

- 2 市長は、法第59条第3項の勧告又は同条第5項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき設置者等に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、指導監督等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第19号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第252号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和2年告示第207号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第152号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市認可外保育施設指導監督等実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年告示第89号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市認可外保育施設指導監督等実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。